

債権者登録の見直しに関するQ & A

1. 登録債権者に住所や代表者等の変更があった場合、これまでどおり変更申請が必要か。

変更申請は必要です。変更申請は、兵庫県電子申請共同運用システムへの登録を基本とし、同システムへの入力ができない場合は、川西市会計課宛に債権者登録申請書(様式)に必要な事項を入力の上電子メールで送信してください。なお、これらによることが難しい場合は、債権者登録申請書(様式)を紙媒体で提出してください。

2. 新規申請、変更申請、取消申請の際、登録申請書には代表者職・氏名の記載は必要か。

申請は、変更も含め代表者の意思で行っていただくものであるため、登録申請書には記載が必要です。なお、代表者については、登録法人名によりご判断ください。(例えば、A社B支店で登録する場合の代表者はB支店長、C社D営業所の場合はD営業所長となります。)

3. 新規登録申請、変更申請時にどのような添付書類が必要か。

新規申請時及び振込口座情報を変更する場合は、振込口座の「預金通帳の写し」などの口座確認書類の添付が必要となります。